

(様式第 1 号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	第 4 回芦屋すこやか長寿プラン 2 1 策定委員会
日 時	令和 5 年10月 3 日 (火) 午後 2 時～午後 4 時
場 所	芦屋市役所東館 3 階大会議室
出 席 者	委員長 澤田 有希子 委 員 村岡 由美子 上田 利重子 荻野 篤 寺内 歩 浦野 京子 三谷 康子 竹本 拓矢 岡田 悦子 中山 裕雅 仲西 博子
欠 席 者	宮崎 睦雄 木村 真
事 務 局	こども福祉部 福祉室 高齢介護課 課長 浅野 理恵子 係長 加藤 真美 係長 田中 裕志 係長 田尾 直裕 課員 濱砂 陸人 こども福祉部 福祉室 地域共生推進担当 主幹 吉川 里香 こども福祉部 福祉室 地域福祉課 係長 亀岡 菜奈 こども福祉部 福祉室 監査指導課 課長 篠原 隆志
会議の公開	公開
傍 聴 者 数	0 人 (公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

- (1) 今後のスケジュールについて
- (2) 計画素案について

2 配布資料

- (1) 【資料①】計画策定スケジュール
- (2) 【資料②】第10次すこやか長寿プラン21 (素案)
- (3) 【資料③】【資料②】の差換え資料
- (4) 【参考資料】委員名簿
- (5) 【参考資料】芦屋すこやか長寿プラン 2 1 策定委員会設置要綱

3 審議内容

(事務局 浅野)

時間になりましたので、ただいまから第 4 回芦屋すこやか長寿プラン 2 1 策定委員会を開催します。

本日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。司会を務める高齢介護課長の浅野です。よろしくお願いします。本日も前回同様、高齢介護課の職員の他に地域福祉課、監査指導課も事務局として出席しています。また、本計画の策定のコンサルタントである株式会社サーベイリサーチセンターの社員も同席しています。

それでは委員長に議事進行をお願いしたいと思います。

(澤田委員長)

それでは初めに本委員会の成立状況等につきまして事務局より報告をお願いします。

(事務局 浅野)

本委員会の成立状況等についてお伝えいたします。本日は現時点で委員13人中11人の委員の出席があり、委員定数の過半数の出席のため、芦屋すこやか長寿プラン 2 1 策定委員会設置要綱に基づき、会議が成立していることを報告します。この委員会は附属機関ですので、

芦屋市情報公開条例第19条により、原則公開となっています。本日の発言内容、発言者のお名前等は議事録として市のホームページ等にて公開されますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

また、議事録作成のためＩＣレコーダーでの録音をさせていただきますので、併せてご了承をお願いします。なお、本日の傍聴希望者はおられません。

次に配布資料を確認します。事前の送付資料として、資料①「計画策定スケジュール」、資料②「第10次すこやか長寿プラン21（素案）」、また、当日配布資料として、「会議次第」、「委員名簿」、「本委員会の設置要綱」及び資料③として「計画素案75頁の掲載内容に関する差換資料」を配布しています。

事務局からは以上です。

<議事１ 今後のスケジュールについて>

（澤田委員長）

それでは、議事１について事務局より説明をお願いします。

（事務局 田尾）

それでは、資料①をご覧ください。本委員会は、全６回を予定しており、今回で４回目の委員会となります。今回の委員会は、資料②の記載内容に関するご意見をいただく場です。

次回の策定委員会では、今回頂いた意見等を踏まえて、修正をおこなった計画素案委員の皆さまにお示しし、改めてご意見等をいただきます。

また、次回の策定委員会以降では、本計画の策定に関して市役所内の関係課で構成する推進本部幹事会や推進本部といった会議も併せて開催し、市長を含めた様々な関係課との意見交換を行います。併せて、11月下旬には有識者を含む別の会議体である社会福祉審議会の中でも本計画に関する審議を実施します。

また、12月下旬にはパブリックコメントを実施予定です。そして、パブリックコメント実施後の1月中旬には、６回目の策定委員会を開催し、計画の原案を完成します。

なお、第６回策定委員会開催後も、先ほどと同様の流れで、推進本部幹事会、推進本部会、社会福祉審議会での審議を経て、市議会へ上程し、議会の議決を得て、計画の完成という流れになります。説明は以上となります。

（澤田委員長）

委員の皆さま、ご意見やご質問などがありましたらお願いいたします。

<議事２ 計画素案について>

（澤田委員長）

事務局より議事２「【計画素案】第１章、第２章及び第３章」について、説明をお願いします。

（事務局 浅野）

まず、全体の構成について、簡単にご説明いたします。

表紙をめくっていただき、目次をご覧ください。全体の構成ですが、本計画につきましては、５章立ての構成となっております。第１章が計画の策定に当たってということで、計画の概要について記載をしております。第２章は、高齢者等の現状と将来推計として、高齢者人口等の推移やアンケート調査や関係団体意向調査の結果、計画策定にかかる主な課題を掲載しております。第３章は、計画の基本的な考え方として、基本理念や基本目標、施策体系を掲載しています。第４章では、施策の展開ということで、具体的な施策の内容を記載さ

せていただいています。第5章と資料編については、目次のみで、本体の資料は現時点でお付けしていませんが、今後、第5章で介護サービス給付費の見込み、そして給付費を基に算出した保険料を掲載することとしています。また、最終的には、5章の後ろに、資料編として関係法令や用語解説なども追加予定でございます。

それでは、次に1頁をご覧ください。まず、第1章の「1 計画策定」の背景と趣旨ですが、2段落目に記載のとおり、今後、現役世代が急減して社会保障を支える担い手不足が深刻になることに加え、85歳以上高齢者の急速な増加により、要介護認定率の高まりや認知症高齢者の一層の増加が見込まれており、これは、本市においても同様の状況でございます。そのため、国や市がこれまで進めてきた地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、認知症施策・介護人材の確保や介護現場の生産性の向上のための取組や基盤整備などを含め、中長期的な視野に立って、計画を策定する必要がございます。最後の段落ですが、このたびの計画は、これまでの取組を見直しつつ継承することで、高齢者施策を総合的・効果的に推進するものと位置づけ、作成をしております。

続きまして2頁目をご覧ください。（2）高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関係でございます。最後の段落の「これら」のところですが、「要介護認定者を含むすべての高齢者を対象とした高齢者福祉計画と介護保険サービスに関する介護保険事業計画は、相互が連携することにより、総合的な高齢者福祉施策の展開」が期待されておりますので、これまでと同様に、本市では、両計画を一体的な計画として作成し、第10次すこやか長寿プラン21として今回も取りまとめております。

次に、4頁をご覧ください。「3 計画の期間」でございます。本計画につきましては、令和6年度を初年度として、令和8年度までの3か年の計画となっております。

続きまして、計画の11頁をご覧ください。ここから、第2章、高齢者等の現状と将来推計でございます。11頁から18頁までの高齢者の現状については、前回の策定委員会でご説明を差し上げたところですので説明は省略させていただきます。なお、14頁下のグラフ「要支援・要介護認定率の推移」につきましては、前回の委員会で、数値の誤りをご指摘いただきましたので、確認の上、破線で表した令和5年の全国の認定率を正しい数値である19.1%に修正しております。

続きまして、19頁をご覧ください。19頁以降は将来推計を掲載予定でございますが、次の、第5回策定委員会でお示しさせていただきます。

続いて、22頁をご覧ください。22頁から51頁までは、市民アンケートの結果を、また、52頁から54頁まで、介護人材実態調査の結果を抜粋して掲載しておりますので割愛しますが、アンケート等の結果から見えてきた課題、について、55頁にまとめを掲載しております。

55頁をご覧ください。アンケート等調査結果からみえてきた課題としまして、主なものを抜粋しております。まず、〈介護予防・日常生活圏域ニーズ調査〉では、○の一つ目、コロナ禍を経て、外出・外食の頻度や友人に会う機会が減ったと回答している人が全体の6割を超えており、また、体力・足腰の筋力が「低下した」と回答している人が3割程度みられます。そのため、高齢者の交流や社会参加の機会の創出を支援し、介護予防・フレイル予防への取組を促進する必要があります。次に、○の4つ目ですが、介護が必要になっても、現在の住まいで暮らしたいと考える人の割合が増えていることから、在宅生活を支える介護・福祉サービスの更なる基盤整備が求められる。としています。次に〈在宅介護実態調査〉では、○の二つ目ですが、緊急時・災害時の避難の可否について、「誰かの援助がないと避難できない」と感じている高齢者は全体の3割程度いるという結果から、ケアマネジャーや地域の人と一緒に緊急時の避難方法について、話し合う機会づくりを支援する必要があると、まとめています。最後に、〈介護人材実態調査〉では、○の一つ目ですが、介護人材が不足していると感じている事業所が6割強となっており、業務の負担軽減や人材の確保を支援していく必要があるとしています。

次に、56頁をご覧ください。「4 関係団体等意向調査」に見る課題です。こちらも、前回、第3回の策定委員会でご説明申し上げましたが、計画の冊子にまとめる上では、それぞ

れのテーマごとと整理をしております。57頁をご覧ください。「4 主な回答結果」まとめの①多機関連携、とありますが、57頁、58頁に「多機関連携」に関するアンケートの結果と関係団体に行ったヒアリング結果をまとめています。さらに、58頁の矢印の下のグレーの囲みに、「多機関連携」で求められるものを抽出しております。この「多機関連携」で求められるものとして、○の一つ目ですが、医療・介護連携を始めとした多機関連携を進めるために、顔の見える関係づくりや、各機関の役割を相互に理解する必要がある。としています。

このように、59頁以降もテーマごとに、まとめておりまして、59頁・60頁は、②地域支援事業をテーマに、61頁、62頁では③認知症支援をテーマに、まとめております。62頁の下のグレーの囲み部分に認知症支援について求められるもの等として、○の一つ目では、認知症の持つネガティブなイメージを変えていくことも重要であること、また、○の三つ目では、認知症当事者・家族が気軽に集える居場所づくりのさらなる推進とその周知啓発も重要である、としております。

次に、63頁と64頁をご覧ください。こちらでは「④在宅生活継続のための支援」をテーマに、65頁、66頁では、「⑤介護人材の確保」をテーマにご意見をまとめております。66頁の下のグレーの囲みをご覧ください。人材確保で求められるものとしては、○の一つ目に、高齢者生活支援センターの業務負担の軽減が必要であること、その他、ICT活用によるさらなる業務の効率化や、人材の確保が必要である、とまとめています。

次に67頁では、⑥新型コロナウイルス感染症の影響、今後の課題について、また、68頁では、⑦高齢者施策をテーマに意見をまとめてございます。

つづきまして、69頁ですが、こちらは第9次芦屋すこやか長寿プラン21の令和3年度から5年度の取組状況について、掲載予定でございます。先日、評価委員会で、令和4年度の取組状況の報告を行ったところですが、今期進めてきた取組をまとめまして、こちらに掲載する予定としております。

続きまして、70頁をご覧ください。「6 本計画策定」にかかる主な課題です。70頁からは、これまでの、市民アンケート、介護事業者への調査や関係団体ヒアリング、それから、策定委員会や評価委員会でのご意見、国の動きや方向性なども踏まえまして、「課題1」から「課題9」まで、主な課題としてまとめたものでございます。この10次の計画期間の中で、特に重要と思われる課題を抽出しております。

70頁の「課題1 包括的な相談支援体制の整備」でございます。冒頭にありますように、近年、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど、市民が抱える支援ニーズが複雑化、複合化しています。本市では、これまで、高齢・障がい・子ども・生活困窮者自立支援・権利擁護支援等の各相談支援機関の整備とともに、総合相談窓口を設置し、互いに連携しながら対応してきたところですが、そうしたご家庭を取りこぼさず支援していくためにも、下から3行目のところですが、「重層的支援体制整備事業を通じて、各分野の支援機関が相互理解を深め、さらなる連携強化やそれらの連携を通じて家族介護者を含めた支援を行うことが重要である」としています。

つぎに、「課題3 認知症施策の推進」をご覧ください。認知症施策については、本市でもこれまで様々な事業を実施し、この10月からも、認知症高齢者個人賠償責任保険事業を新たにスタートしたところですが、冒頭に記載していますとおり、今後も、認知症高齢者の増加が見込まれることから、ますます認知症施策の推進は重要な課題となっています。そこで、70頁の下から2行目のところですが、国の「認知症施策推進大綱」や令和5年通常国会で成立した「認知症基本法」を踏まえ、認知症の方が地域で安心して暮らし続けることができる共生社会の実現を目指し、認知症の正しい理解の促進、地域における支援体制の充実、認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備など、様々な側面から取組を進めていく必要がございます。

次に、「課題5 生きがいのづくりの推進」では、市民アンケートで明らかになったコロナの影響を踏まえて、コロナ禍で活動量の低下した高齢者や健康無関心層に向けた周知啓発に重点的に取り組むことを挙げています。

次に、72頁の「課題7 介護人材確保に向けた事業者支援の充実」では、このたびの計画策定に向けて、本市では初めて介護人材実態調査を実施しました結果、全国同様に、本市でも介護人材の確保が今後の大きな課題であることが明らかになったところです。そこで、下から3行目ですけれども、「本市では、介護人材確保の取組として令和元年度から開始した介護人材養成支援事業を継続実施することに加え、介護人材確保に資する新たな補助制度の創設等、事業者支援の取組の更なる推進が必要であるとしています。

最後に、73頁をご覧ください。「課題9 感染症に対する備え」でございます。コロナ禍では、介護事業者にも大きな影響がありました。一時的に休業せざるを得ない状況や、新規の受入れができない、またスタッフの感染により、サービスを継続するための人員の確保にもご苦労される状況がありました。今後については、基本的な感染症対策に取り組みつつ…最後の3行ですが、介護保険事業者に義務付けられている感染症対策の取組が適切に実施されるよう必要な助言や情報提供等による援助を行い、市内事業者の感染症対応力を強化していく必要がございます。

次に、74頁をご覧ください。「第3章 計画の基本的な考え方」でございます。今計画では、課題1～9でご説明したような、認知症施策の推進やコロナを感染症に対する備え、介護人材の確保など、この計画期間中に重点的に取り組むべき課題は、明らかになっていますが、基本的な考え方、目指すべき方向性は、前計画と変更がないので、基本理念については、一番下にあるように「高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち」という前計画の基本理念を継承し、目指すべき将来像の実現に向け取り組むこととしています。

また、75、76頁の、基本目標1～4につきましても、前計画の基本目標を継承することとしております

77頁をご覧ください。施策の体系です。基本理念と基本目標につきましては、いま申し上げたとおり、前計画の基本理念・基本目標をそのまま継承しています。表の右側の施策の展開方向についても、前計画のものを基本的には継承することとしていますが、一部変更を加えています。一例を挙げると、基本目標1の「施策の展開方向」では、1) 包括的な相談支援体制の充実とあります。こちらは、前計画では「相談支援体制の充実」としていたものを、この計画では、「包括的な」という文言を加えまして、個々の相談支援体制の充実に加え、様々な分野の支援機関が相互に連携した「包括的な」相談支援体制を充実するという方向性を明らかにするため、「包括的な」という文言を追加しております。

第1章から第3章までの説明は以上でございます。

(澤田委員長)

ご意見、ご質問などありますでしょうか。

(上田委員)

素案の14頁に記載のグラフ「要支援・要介護認定率の推移(第1号被保険者)」に記載の数字が、第9次計画と今回の計画で異なる部分があるように思うのですが。

(事務局 田尾)

数値を算出する基準が異なるため、若干数字が変わっています。

(上田委員)

2頁に「(2) 65歳以上の要介護等認定者(40～64歳における廊下が原因とされる特定疾病者も含む)」との記載がありますが、市民向けの冊子には「特定疾病のある方」という表現がされていますので、検討が必要ではないですか。

(事務局 浅野)

表現について、検討します。

(竹本委員)

第9次計画と第10次計画の関係性が分かりにくい部分があります。例えば、第9次計画に記載の施策については、一定程度目標を達成できているという理解で宜しいでしょうか。施策の進行管理はどのようにされているのでしょうか。

(事務局 浅野)

進捗管理については、別の会議体で行っています。第9次計画においては、コロナ禍の影響で、思うように目標達成できない取り組みもありましたが、適宜、目標等を再設定し、進行管理しています。また、施策の取組状況に関しては、指標を用いて、評価しています。

(澤田委員長)

第9次計画に関する評価委員会は9月14日に開催されました。この委員会では、第9次計画に記載の取組について、どのような進捗があったかについて、毎年報告を受けることになっており、その中では、各種施策の具体的な取組状況についても1つ1つ説明があります。

今回の第10次計画においては、第9次計画と重複する取組の記載もありますが、これにつきましては、今後も継続して取組む必要がある施策やさらなる充実が求められる施策が中心だと思います。また、新規の取組については、これまでの取組では不足していた部分を補うために記載があると思います。評価委員会に出席された委員もおられると思うので、今回の説明を聞いて、施策等の検討への意見をいただければと思います。

他にご意見がなければ、【計画素案】第4章「①基本目標1高齢者を地域で支える環境づくり」について、説明をお願いします。

(事務局 田尾)

78頁をご覧ください。各種アンケート調査等で要望のあった「高齢者人口及び業務量の増加が見込まれる地域包括支援センターの業務負担の軽減及びセンターの機能の確保の観点から、引き続きその在り方について検討します」という項目を新規で追加しています。

次に83頁をご覧ください。認知症に関する正しい理解の普及啓発の必要性から、平常時ではもとより、高齢者月間でもある9月を中心に継続して認知症に関する取り組みに重点的に取り組んでまいります。

83頁には、新規項目として、「認知症疾患医療センターとの事例検討や医療機関との意見交換会により、認知症の人への対応力向上や医療機関との連携を推進します」を掲載しています。これまでもこのような取組を進めていましたが、前計画では記載の無かった事項ですので、新規の取組として掲載しています。

84頁をご覧ください。認知症高齢者個人賠償責任保険事業を今年度開始したことにより、当該事業を新規項目として位置づけ、制度の周知を図るよう取り組みます。

最後に、86頁をご覧ください。今回のアンケート調査結果では、成年後見制度の認知度の目標を達成できなかったもので、本計画では、重点的に取り組むことで目標達成に繋がりたいと思います。

説明は以上です。

(澤田委員長)

ご意見、ご質問などありますでしょうか。

(善積委員)

【充実】というのは、どういう意味ですか。

(事務局 田尾)

以前からある取組みの中で、より重点を置く取組みを指します。

(澤田委員長)

78頁に「属性、世代にとらわれない包括的な支援ができるよう相談支援機関の連携を強化します」とありますが、具体的にはどのような点が充実なのでしょうか。

(事務局 吉川)

この表現については、前計画からの踏襲ですが、前計画では重層的支援体制整備事業のスタート段階でしたので【新規】としていました。しかしながら、取組みを進める中で、相談者だけでなく、世帯全体を見るような相談体制の整備を進めたいという意味で【充実】と表現しています。より分かりやすい表現方法を検討します。

(荻野委員)

重層的支援体制整備事業の担当課はどこになりますか。

(事務局 吉川)

重層的支援体制整備事業のとりまとめは、地域福祉課で担当しております。本計画の基礎となるのは、地域福祉課で策定する地域福祉計画です。地域福祉計画における個別施策をより具体化したものが、今回の計画になります。地域福祉計画に基づきながら各分野で役割分担をしながら、取組を進めるイメージです。

(荻野委員)

地域包括支援センターの機能強化は、センターの業務負担の増加には繋がりませんか。

(事務局 吉川)

地域包括支援センターの負担感の増加というよりも、むしろその質の向上という観点で考えています。

(澤田委員長)

高齢者に関するワンストップの相談センターであると同時に、障がいや子どもに関する課題についても各機関と連携し、取組を強化するというイメージですか。

(事務局 吉川)

高齢者に限定せず、各担当者が少しずつ枠を広げて、対象者を繋ぐイメージです。

(上田委員)

各項目の目標値は、どのように設定されているのでしょうか。

(事務局 田尾)

担当課で設定していますが、今後は関係者へのヒアリング等を行う可能性もあります。

(澤田委員長)

前回の評価委員会の際も、目標が高すぎるという意見もあったので検討をお願いします。

(善積委員)

重層的支援体制整備事業といった用語に関する説明を本編で掲載する予定はありますか。

(事務局 浅野)

分かりにくい用語や制度の開設については、巻末に掲載予定です。

(善積委員)

例えば、76頁では、KDBシステムの説明が挿入されています。そのため、何度か登場する重層的支援体制といった言葉についても、適宜、用語説明があった方が、市民の方にとっても親切だと思います。

(事務局 浅野)

適宜、用語説明を挿入するように変更します。

(竹本委員)

計画策定を続けると、行政が実施する取り組みもどんどん増えていくように思います。例えば、新規での取り組みは、新たにすることが増えますし、充実はより重点を置いた取り組みが求められます。そうすると負担が増えるばかりであり、望ましくない状況が生まれるのではないかと危惧しています。

そのため、これまでの取組を振り返る中で、効果が無かったものやすでに目標達成できたものなどは、適宜見直して、施策を減らすことも大切ではないでしょうか。

(事務局 浅野)

委員ご指摘のとおり、目標達成ができた施策などについては整理するといった視点を含めて、取組の検討を行いたいと思います。

(澤田委員長)

他にご意見が無ければ、「基本目標2 社会参加の促進と高齢者にやすらぎのあるまちづくり」について、説明をお願いします。

(事務局 田尾)

基本目標2では、長期に渡るコロナ禍で、老人クラブ等の会員数や社会参加の機会が減少したことから、より一層の社会参加を支援することを目的にしています。また、高齢化に伴い、高齢者のいる世帯や一人暮らし高齢者世帯も増加していることから、多世代交流などの地域での交流が可能となるような機会の創出に向けた取組みの支援も目的にしています。

89頁に記載の「老人クラブやあしやY.O.倶楽部への活動支援」についてですが、社会参加の促進を目的に、老人クラブのサークル活動などを支援し、広報やケーブルテレビ等を用いた活動内容の紹介を行います。

91頁をご覧ください。「生きがいづくりの支援強化」については、高齢者生きがい活動支援事業について、その対象や事業内容を再検討することで、高齢者の社会参加や地域交流を支援します。こちらの項目については、重点的に取り組む項目として位置づけ、高齢者だけでなく、多世代交流を含めた事業実施ができるような方法を検討しています。

92頁をご覧ください。老人福祉会館でのイベントの実施や貸室の利用促進などに取り組むことで、高齢者の居場所としての魅力向上を重点的に図ります。

93頁をご覧ください。「シルバー人材センターの充実」ですが、市による運営費補助を継続実施し、新たな高齢者の経験と技術を活用できるよう機会の創出を引き続き支援します。

最後に96頁に記載の「2-4 防犯・災害対策と災害時支援・感染症予防対策にかかる体制の整備」についてです。これまでは、民生委員・児童委員を中心に要援護者台帳の作成をお願いしています。特に、今後は要介護状態で心身の状況が思わしくない方については、福祉専門職と連携し、個別避難計画の策定に重点的に取り組むなどする予定です。

以上で基本目標2の説明を終わります。

(澤田委員長)

ご意見、ご質問などありますでしょうか。

(村岡委員)

96頁に記載の民生委員・児童委員に関して、民生委員・児童委員として要援護者台帳に基づいて活動していますが、見えてこない部分もあります。私たちの立場上、家に入ることができないので、玄関先で面談しています。玄関まで出てこられる方やデイサービスの利用者の方、施設入所の方も、大きな心配はしていません。しかしながら、どうしても家から出ない方もいるので、一定の時間を過ごせるような居場所があれば、民生委員・児童委員としても活動しやすいです。

(事務局 浅野)

例えば、一部の施設では、地域住民の方も利用できる地域交流スペースを設置しているところもあります。しかしながら、今まではコロナの関係で、地域の方が利用できないが一定期間ありました。今後、施設側で受け入れ可能となれば、周知等を行いたいと思います。

(澤田委員長)

施設の地域交流スペースの開放状況はどうですか。

(寺内委員)

まだ開放していません。

(荻野委員)

面会制限は戻りつつありますが、地域交流スペースの開放はしていません。

(寺内委員)

本来私の施設では、交流スペースをオープンにしていますが、外へのアナウンスができていません。喫茶スペースも地域に開放していますが、地域の掲示板等に掲載しておらず、なかなか周知できていません。

コロナ前は、地域の方が交流スペースでコーラスをされていました。入所者の方と地域の方との交流の良いきっかけになっていたのも、そのような取組は重要だと思います。

(上田委員)

精道高齢者生活支援センターが主催するさわやか教室においては、その開催場所が見つかりづらいことがあります。活動場所の充実、自主グループの創設にも大切だと思うので、居場所づくりは重要だと思います。

(澤田委員長)

コロナが少し落ち着いてきて、居場所に対するニーズが高まっている中、その情報が一元的に管理されておらず、その周知が十分でないイメージがあります。

(事務局 吉川)

地域の活動拠点については、委員所属の社会福祉協議会でも様々な情報をお持ちだと思います。また、高齢者生活支援センターに配置の生活支援コーディネーターが、活動場所や活動内容についての情報収集をされています。それらの情報を「つどい場ガイド」という冊子にして配布していますので、そちらもご活用いただければと思います。また、2年間の助成期間ですが、通いの場に対する助成金もあります。

活動の継続を支援するためには、必要な方に必要な情報提供ができるよう様々な情報を連携して取組を進めます。

(澤田委員長)

市や民間事業者では、様々な支援策が用意されていると思うのですが、それが伝わりにくいという課題があるのかもしれませんが。

92頁の「活動場所の充実」という項目には、助成金等のお金の話が入っていませんでしたが、集い場に関するそういった情報を冊子にして情報提供されているのであれば、そのような取組に関する記載があった方が良いかもしれません。そうすれば、より簡単に情報にアクセスできると思います。

(善積委員)

悪質な犯罪からの被害防止に関して、最近は高齢者や障がい者をターゲットにした犯罪が非常に多く起こっています。素案に記載の早期発見の仕組みづくりとは具体的に何ですか。

(事務局 田尾)

今年度から芦屋警察と月に1回定例会を開いています。そこでは個別事例の検討の他に、悪質な詐欺手口の話が出ることもあります。そのため、新しい詐欺の被害防止を呼び掛けるような取組み(チラシの配布や駅での呼びかけ等)をしたいと考えています。

(善積委員)

それであれば、この取組は【充実】とする方が良いのではないですか。

(中山委員)

素案に記載はありませんが、期間限定ではあったものの、詐欺被害防止のために、自宅の電話の通話録音装置を、他部署ですが無料で貸し出しを行うこともありました。

(事務局 浅野)

他の取組としては、警察と連携して高齢介護課の封筒に還付金詐欺の注意喚起の文章やイラストを入れる等啓発もこの3年間で取り組んできたところです。

(澤田委員長)

他にご意見が無ければ、「基本目標3 総合的な介護予防の推進」について、説明をお願いします。

(事務局 田中)

97頁の、基本目標の3「総合的な介護予防の推進」についてご説明します。

こちらについては、目標値、利用量がまだ設定できておりませんが、次回の策定委員会までに設定する予定です。

はじめに、3-1 地域における介護予防の推進についてです。計画策定に際して実施した、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、新型コロナウイルス感染症が日常生活に与えた影響として、60%以上の方が「外出機会の頻度、外食の頻度、回数」や、「友人等への訪問や来訪」が、減少したと回答しています。このことから、感染防止に配慮しつつ、新しい生活様式に対応した介護予防事業に取り組む必要があります。施策の方向の変更点には、2つ目の「介護予防センターの機能強化」として、「新規登録者数」を目標値として掲載し、外出の頻度が減った方に介護予防センターを利用していただくなど、今まで利用されていない方に対しても、新たに利用を促し外出の機会を確保していきます。

続いて、98頁の3-2 多職種・他分野との協働による介護予防の推進についてです。前期計画より新たに取り組んでいます、「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業」をさらに充実させることを目指し、引き続き運動、口腔、栄養、社会参加等の観点から保健と介護予防の一体的な事業実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加できるよ

うにします。また、参加された高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげることによって、介護予防・重度化防止や疾病予防・重症化予防の促進を目指します。また、令和5年度から取り組んでおります、健康無関心層へのフレイル予防の普及啓発にも取り組み、事業内容を充実させていきます。

基本目標3については以上です。

(澤田委員長)

介護予防の推進では、コロナの流行に伴って6割以上の方が外出等の機会が減少しており、フレイル予防への取り組みが必要だとの記載がありますが、内容としては、前計画と変更がないということですか。ここに記載の【充実】は保健との連携ということでしょうか。

(事務局 田中)

そのとおりです。新規での取り組みは無いですが、介護予防センターを介護予防の拠点として位置付け、コロナ禍で減少していた施設の利用者数を徐々に拡大しております。

(澤田委員長)

介護予防センターは市内に1カ所あるということですか。

(事務局 田中)

そのとおりです。呉川町の保健福祉センター内にあります。

(竹本委員)

高齢者の方と話す機会があると、自分がこういう状況になるとは思わなかったという話をよく聞きます。自分の体力が衰えたりすることを自分事として考えづらいので、さわやか教室とか運動できるような場所に行こうという気持ちになりづらいと思うので、そういった方の関心を引くような取組が大切だと思います。

(事務局 浅野)

その点については、市でも課題と感じています。介護予防に関しては、介護予防センターや、介護予防教室、老人クラブやシルバー人材センターの就労活動、サークル活動、ひとり一役活動推進事業や、あしや健康ポイント等の様々なメニューがあるので、重点的な周知啓発に取り組むしかないと思います。

(竹本委員)

介護予防に参加することのメリットをもっと充実させることは可能ですか。

(事務局 浅野)

金銭的なインセンティブは難しいと考えています。しかしながら、ボランティアポイント制度のスキームを活用したひとり一役活動推進事業があり、この事業では1年間活動に参加することで、最大5,000円に換金できるポイントがもらえます。

他の施策についても、引き続き検討したいと思います。

(澤田委員長)

参加への意欲が低下されている方等へのアプローチはすごく大きい課題だと思いました。

メッセージだけでは、特にうつ状態の方や閉じこもりがちな方にアウトリーチしたとしても、なかなか難しいと思います。

(上田委員)

介護予防については、トレーナー派遣事業やリーダー養成講座等に取り組んでいるところだと思います。当該事業への参加者の横の繋がりをつくるために1年に1度、参加者の皆さんが集まるオンライン会議に参加したことがあります。そのような取組をもう少し頻回に開催することも重要だと思います。

地域での自主グループの立ち上げるにはリーダー養成講座は重要だと思いますし、他機関が集まって色々な知恵を出し合う必要があります。各担当の取組みや課題を相互で共有することが大切だと考えています。例えば、保健センターが発行するチラシに介護予防のことが掲載されていましたが、私が知らない取組もあったので、情報提供をしたいと思います。

(澤田委員長)

99頁には医療・保健・福祉に係る取組の調整に関する記述がありますが、介護予防に関しても連絡調整会議等がありますか。

(事務局 浅野)

高齢者生活支援センターや介護予防事業を委託している民間の事業者、介護予防センター、市職員との間で事業内容の共有等を図るための会議を1年に1度開催しています。

99頁に記載しているのは、一体的実施事業への取組に際して、介護部門や保健部門、医療保険部門等の担当者が行う連絡調整会議ですので、少し性質が異なります。

(澤田委員長)

上田委員のご意見は、介護事業の効果的な推進には、情報共有の場が必要だというものでした。年に1回の情報共有では不十分だと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

(事務局 浅野)

庁内の関係課とも連携して、事業の効果的な実施方法について、情報共有の場の設定も含めて、検討したいと思います。

(澤田委員長)

他にご意見が無ければ、「基本目標4 介護サービスの充実による安心基盤づくり」について、説明をお願いします。

(事務局 田中)

101頁、基本目標の4「介護サービスの充実による安心基盤づくり」を説明します。

基本目標の4についても、給付費の見込み等の設定については、今後現状の分析から利用量の推計を行っていきますので、今の段階では空白となっておりますがご了承ください。

はじめに、4-1 介護給付及び要介護認定の適正化の推進についてです。こちらは、効果的かつ効率的に事業を実施するため、国保連合会の介護給付適正化システムより出力される給付実績等の帳票を活用し、効果が期待される帳票に重点化した点検を引き続き行います。

また、国では介護給付適正化に関する指針の検討がされた結果、これまでの主要5事業から3事業に再編されました。具体的には、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」の5事業のうち、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」が統合され、「介護給付費通知」については費用対効果が見えにくいことから任意事業とされました。このうち、介護給付費通知については、本市でも1年に1度通知を行ってきましたが、不正請求等の発見に結び付く事例がなかったため、これを終了し、本市の給付適正計画においても3事業に再編しています。他には、今後も高齢者の増加に伴い、要介護認定申請件数の増加が見込まれるため、要介護認定を遅滞なく適正に実施するために、認定事務の効率化について検討していきます。

続いて、104頁4－2介護人材の確保・資質向上及び業務の効率化への支援です。施策の方向の「介護人材の確保へ向けた取組」の一番下に記載の介護人材の確保の施策として、若年層、高齢者層等の各層や他業種からの新規参入の促進など幅広い層の人材の確保に向けた補助制度の創設に向けて、今年度中に実施内容を決定するために検討しています。また、その下の「業務効率化への支援」としまして、指定等に係る届出事務について、新たに電子申請・届出システムを導入するとともに、申請様式等の文書の標準化・簡素化を図り事務負担の軽減に取り組みます。

次の105頁4－3介護サービス事業者の質の向上と指導監査体制の充実についてです。新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置づけが5類となっていますが、今後も感染症や災害が発生した場合でも、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築することは重要であるため、市内の介護サービス事業者に対して必要な支援を行います。さらに、介護現場の安全性を確保等の推進のために、報告された事故情報を分析し、事業所に対して情報提供を行うなど事故防止に向けた支援を行います。

続きまして、107頁4－5介護保険サービスによる居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービスの充実です。関係団体等意向調査の結果から、医療依存度の高い方を担当するケースが増えていることがわかり、在宅生活を継続するためにも医療的ケアの対応可能な事業所の充実が必要となっていることから、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護などのサービスの周知を進めていきます。さらに、これらのサービスについては、国の基本指針において、県と連携を図りつつ広域利用に関する事前同意等の調整をするように努めることとされています。令和3年度から公募を行ってきておりましたが、整備に至っていない看護小規模多機能型居宅介護については、市内の訪問看護や訪問介護事業所数が増加していることや、広域利用などを調整していくことで、利用ニーズに答えていくことが可能と考えますので第9期計画においては整備計画から外しております。

最後に、116頁4－6利用者への情報提供についてです。利用者の選択に資する情報提供という観点から、社会福祉法人等と同様に介護サービス事業者においても財務状況を公表することが適当とされています。加えて、利用者が介護サービス情報を入手し、比較・検討して適切に事業所を選択することに役立て、事業運営の透明性の確保等の介護サービスの質の向上にも資するため、介護サービス情報公表システムの周知に努めていきます。

(澤田委員長)

それでは委員の皆さまから質問やご意見をお願いします。

(荻野委員)

介護人材の確保に対して、【新規】の取組の中で、補助制度を創設していただけるということは大変ありがたいです。特に夜勤の時間帯の介護人材確保に苦心する施設も多いと聞いているので、助かります。加えて、ICT化に関する補助制度も業務の効率化等に役立つので、継続していただけると助かります。

(寺内委員)

人材確保に関して、市と事業所が連携して、学校訪問等をするのも良いのではないかと思います。福祉フェア等に来てもらうのを待つのではなく、こちらから出向くことも重要だと思います。

(澤田委員長)

もう少し積極的に市と連携して、広報活動に乗り出す取組だと思います。人材確保の問題が深刻化している中、これまでの取組をもう少し進めるご提案だと思います。

(事務局 浅野)

近隣市では、介護人材確保の担当部署を設置し、様々な事業に取り組んでいるものの、あまり効果を上げていないとも聞いています。そのため、効果的な取組についても引き続き調査したいと思います。

(澤田委員長)

介護人材確保に関する補助制度の具体的内容は、どのようなものですか。介護に関する資格取得の補助制度のようなものですか。

(事務局 浅野)

補助制度については、既に子育て部門や障がい部門でも取り組んでいますので、そのような事例を参考にしたいと思いますが、具体的にはまだ決定していません。

なお、初任者研修や実務者研修の受講費用の補助は、既に実施しているところです。

(澤田委員長)

107頁の記載に関して、定期巡回随時対応型訪問介護看護の充実と小規模多機能型居宅介護のサービスニーズは高いものの、それらについては広域連携で取り組むため、今回の整備計画には掲載していないという理解ですか。

(事務局 浅野)

在宅医療のニーズが高まっていますので、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護についてはニーズがあると考えています。

ただ、定期巡回随時対応型訪問介護看護等については、まだ利用枠に余裕があり、今後、人数が増加しても対応できると考えています。また、訪問介護事業所の数も増えています。

看護小規模多機能型については、3年間公募をしていましたが、応募がない状況です。現在、小規模多機能型居宅介護を運営している事業所にもヒアリングしたところ、なかなか看護小規模多機能型での運営は難しいという話もあり、芦屋市という狭い地域の中で看護小規模多機能型の運営は、難しい面があるのではないかと考えています。

このたびの介護保険制度の改正で施設等の広域利用の話が出ています。例えば、近隣市と事前に同意があれば他市の方の受け入れができますし、逆に芦屋市の方が近隣市で利用ができるという話があります。そのため、県と連携しながら、一定、看護小規模多機能型のニーズが出てきた場合でも近隣市でご利用いただくことも可能ではないかと考えています。

そのため、今後の利用状況を踏まえて、3年後に策定する次期計画の中で、その必要性等を見極めたいと考えています。

(澤田委員長)

他にご意見が無いようでしたら、まとめに移ります。

今まで様々なご意見が出ました。そのまとめについては、事務局と相談をして行いたいと思います。今回出された意見の取り扱いについてはいかがいたしましょうか。

(事務局 浅野)

委員長と事務局に一任いただきたいと考えております。

(澤田委員長)

よろしいでしょうか。ご意見等無いようでしたら、そのような形でお願いします。

それでは、事務局より次第に記載の「その他」についてよろしくお願いします。

(事務局 浅野)

第5回の委員会の開催日は次第に記載のとおりです。よろしくお願いします。

(澤田委員長)

他になければ閉会に移りますので、事務局へお返しします。

(事務局 浅野)

本日も活発なご協議ありがとうございました。それでは、閉会します。

閉 会